

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市教育委員会は、学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づき各種情報管理を行っている。

## 評価実施機関名

会津若松市教育委員会

## 公表日

令和1年5月24日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法第24条各号に該当する児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に必要な費用を支給する
③システムの名称	就学援助システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第27項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (情報提供の根拠) 第26項、第87項 (情報照会の根拠) 第38項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会 学校教育課 〒965-0871 福島県会津若松市栄町5番17号 電話0242-39-1303
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会 学校教育課 〒965-0871 福島県会津若松市栄町5番17号 電話0242-39-1303

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ] 委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ○ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

变更箇所